

専門研修にかかる要請への対応について

1 経過

- 令和2年度の専門研修プログラムに関し、医療法第30条の23の規定に基づき、令和元年8月7日開催の島根県地域医療支援会議（医師専門研修部会）で協議
- この協議を踏まえ、医療法第30条の24の規定に基づき、令和元年9月2日付け医第803号により、島根県知事から専門研修プログラム基幹施設に対し、研修体制の整備に関する協力を要請。各基幹施設から令和2年2月までに回答

2 要請に対する回答

【連携施設の追加に関すること】 次の施設について、可能な限り早期に、専門研修プログラムの連携施設に追加するようお願いいたします。

診療領域	追加要請施設	要請理由	回 答 ・ 対 応	
			島根大学	県立中央病院
整形外科	大田市立病院	<ul style="list-style-type: none"> 二次医療圏域内に連携施設が不在 地域医療確保のため、大田圏域に研修施設が必要である 専門医、指導医が不在のため、指導医の配置と併せて要望する 	<ul style="list-style-type: none"> 次年度に指導医を派遣することとしており、研修施設の資格要件を満たしますので、<u>連携施設に追加する予定</u>としております。 	<ul style="list-style-type: none"> 連携施設への追加については、島根大学等と相談、調整のうえ対応を検討する必要があると考える。 指導医の派遣については、人員が確保できないため対応できない。
	隠岐病院	<ul style="list-style-type: none"> 二次医療圏域内に連携施設が不在 専門医2名が勤務している現状 整形外科の連携施設に加わりたいとの要望がある 	<ul style="list-style-type: none"> 研修施設の資格要件を満たしており、<u>次年度に連携施設に追加する予定</u>としております。 	
	西部島根医療福祉センター	<ul style="list-style-type: none"> 従前制度における研修施設である 主に障がい児者の診療・療育を行う施設で研修する意義が大きい 整形外科の連携施設に加わりたいとの要望がある 	<ul style="list-style-type: none"> 研修施設の資格要件を満たしており、<u>次年度に連携施設に追加する予定</u>としております。 	
	玉造病院	<ul style="list-style-type: none"> 従前制度における研修施設である 若手医師の育成の観点から、島根大学専門研修プログラムの連携施設に加わりたいとの要望がある 	<ul style="list-style-type: none"> 研修施設の資格要件を満たしているが、<u>連携施設に追加することについては、今後の協議・調整が必要</u>であると考えております。 	

3 今後の対応（案）

- 島根大学医学部附属病院では、整形外科領域において指導医の派遣や連携施設が追加される予定であり、すべての二次医療圏に連携施設が配置される見込みとなるなど、研修体制の整備や地域医療の確保に向け一定の改善
- 残された課題については、令和2年度前半に開催予定の島根県地域医療支援会議（医師専門研修部会）において、引き続き対応を協議